

<対策のポイント>

発生原因や地域の実情は様々であるため、**関係機関による情報共有・連携強化が重要。**

遊休農地になってしまうと・・・

- ・農地の集積・集約化が進みにくくなる。
- ・野生鳥獣のすみかとなり、周辺農地の鳥獣被害の原因となる。
- ・病害虫の発生要因となる。



<遊休農地になる前に>

○農地の適正な管理により、遊休農地の**発生を防止することが重要**

- ・地域で土地利用計画を策定し、段階的に土地利用の最適化を図ることが有効(最適化を図るまでの間、保全管理を行うことも必要)
- ・区画が不整形、狭小、排水不良など農地の条件が悪い場合、簡易な農地整備も有効

<遊休農地を解消するために>

○遊休農地は**早期解消が重要**であり、自助努力による解消を図ることが基本となるが、**地域の共同活動も有効**

- ・地域で農地のあり方を話し合い、解消すべき遊休農地を選定し、地域の実情に即した各種事業(右事業等)の活用も検討
- ・ほ場整備事業も有効な手段であるため、複数農地をまとめて整備することも検討
- ・家畜を放牧し、遊休農地を解消する取組も検討

(参考)食料・農業・農村基本計画(R7.4.11閣議決定)

○食料自給力の確保：農振制度・農転制度の適切な運用により農地の総量確保と適正利用の取組を推進し、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を戦略的に進める。

○中山間地域等の振興：地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と農地の保全に必要な基盤等整備や鳥獣被害防止対策支援等により荒廃農地の再生・解消の取組を推進する。

<発生防止と解消の具体的ツール(例)>

① 個人の取組を支援《農地いきいき再生支援事業》

【事業概要】地域計画区域内の遊休農地を取得又は賃借権以外の権利設定をして再生利用(5年間以上耕作)する農業者に対し、再生費用を定額補助(県単事業)

【補助率】再生面積10a当たり3万円

【解消実績(H28～R7 県合計)】▶ 解消面積 51.1ha

② 地域ぐるみの活動

《多面的機能支払交付金》

【事業概要】農業者と地域が一体となって、農地や水路の保全など多面的機能を支える共同活動を支援

【補助率】定額

(事業計画に位置付けられている農用地について、地目毎のそれぞれの交付単価に事業対象の農用地面積を乗じて得た額の合計)

【解消実績(H28～R7 県合計)】▶ 解消面積 45.9ha

《最適土地利用総合事業》

【事業概要】粗放的活用を含めた最適な土地利用の構想を策定して取り組む地域を支援

【補助率】ソフト：定額(上限1,000万円/年) ハード 5.5/10

③ ほ場整備事業による包括的な対策

《本格的な農地整備等》

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業

【事業概要】担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り受けている農地を対象として、農業者の費用負担を求めずに農地の大区画化や排水対策等を実施

【補助率】国62.5%、県27.5%、市町10%、農家0%

【要件】・受益面積10ha(中山間地域は5ha)以上
・農地中間管理権の設定、対象農地を担い手に集団化、収益性の向上等

2. 農地整備事業

【事業概要】担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入促進を図るため、農地の大区画化や排水対策等を実施

【補助率】国50%、県30%、(市町+農家)20%等

【要件】・受益面積20ha(中山間地域は10ha)以上
・担い手への農地利用集積率の一定以上の増加等

《きめ細かな農地整備等》

【要件】1.は農業者2人以上、2.は受益戸数2戸以上で、事業費が1.は200万円以上、2.は30万円以上等

1. 農地耕作条件改善事業

【事業概要】事業メニュー[営農環境整備支援]において、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備等を実施

【補助率】国50%、県15%、(市町+農家)35%

2. 県単農業農村整備事業

【事業概要】担い手への農地集積や土地利用型園芸の生産拡大を図るため、小規模なほ場整備や暗渠排水等の基盤整備等を実施

【補助率】県35%、市町20%、農家45%等

解消事例(宇都宮市)

担い手不足で放棄された遊休農地を、地域の農業者が伐採、抜根、荒耕起、土壌改良し再生



《中山間地域等直接支払交付金》

【事業概要】農業生産条件の不利な中山間地域等において、組織の取決め(協定)により農地保全等を行う集落等を支援

【補助率】定額(傾斜地ごとの単価に対象農用地面積を乗じて算定、その他加算制度有り)

※特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域、左記3法の隣接地域、統計中山間地域



④ 農地中間管理機構による対策 《遊休農地解消対策事業》(R4～)

【事業概要】農地バンクが遊休農地を借り受け、解消した上で受け手へ転貸(国庫事業)

【要件】地域計画区域内の受け手未定遊休農地で、簡易な整備で解消可能であること、10年以上の農地中間管理権を設定すること等

【解消費用】再生面積10a当たり4.3万円

【解消実績(R7)】1.8ha(1町2地区)